

A3 労災保険は「労働者が災害にあったときに補償してくれる保険」です。その災害には「業務上」と「通勤途上」の負傷、疾病、障害、死亡があり、それぞれに保険給付があります。

[解説]

(1) 適用を受ける事業所

労働者を一人でも雇用している事業所は、一定の事業所（農林水産等）を除き、当然に労災の強制適用事業所とされます。

「当然に強制適用」とは、事業主である医師や従業員の意思に関係なく、その事業開始の日又はその事業が適用事業に該当するに至った日に自動的に保険関係が成立し、事業主である医師には、保険料を納付する義務が生じ、従業員には業務上または通勤上の災害が発生すれば保険給付が受けられます。

(2) 被保険者になる人

労災保険の適用を受ける労働者は、「職業の種類を問わず、適用事業所に使用される者で、賃金を支払われる者」とされています。

(留意点)

個人事業者やその家族従事者は労働者とされません。（ただし特別加入制度あり）法人の代表者は労働者とされません。

労働者か否かの判断は、使用従属関係があり、かつ賃金の支払いを受けていれば労働者となります。

(3) 費用負担

保険料は、全額を事業主である医師が負担します。

(4) 特別加入

労災保険は、雇用形態に関係なく、適用事業所に使用される労働者であれば適用されます。しかし、労働者でない事業主など労災の対象とならない人達のために、労災保険に特別加入することによって労災保険から補償される制度があります。この制度は、事業主が労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託することにより特別加入できます。

【医師が加入できる労働保険事務組合】

(例) 大阪府・・・医師協同組合 兵庫県・・・各地域の医師会
京都府・・・保健事業協同組合